

市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
の改定について

答 申
(素案)

令和 2 年 月

市川市廃棄物減量等推進審議会

< 目 次 >

はじめに	1
1 計画の改定における基本的な考え方	2
（1）ごみ処理を取り巻く状況の変化等への対応	2
（2）計画目標年次	3
（3）計画の基本目標	3
（4）数値目標を設定する指標等	4
（5）目標を達成するための施策	4
2 さらにごみの減量・資源化に向けた施策のあり方	5
（1）分別の徹底に向けた広報・啓発の強化	5
（2）食品ロスの削減	5
（3）プラスチックごみの削減	6
（4）リユースの促進	6
（5）経済的手法の活用(家庭ごみの有料化)	6
（6）事業系ごみの減量・資源化対策	7
（7）新たな資源化品目の検討(バイオマス利活用の促進)	7
3 その他重点的に取り組むべき事項	8
（1）高齢者等ごみ出し支援	8
（2）エネルギーの地産地消	8
（3）不適正排出・不法投棄対策の強化	9
（4）効率的な収集体制の推進	9
（5）クリーンセンターの建替え計画の具体化	10
（6）災害時におけるごみ処理体制の強化	10

はじめに

5 市川市では、平成 27 年 5 月に「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）」を策定し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、ごみ収集体制の見直しをはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

その結果、ごみの減量に一定の成果を挙げることができましたが、施策の実施状況や数値目標の状況に関しては、進捗が遅れているものがあるのが現状です。

10 また、市川市のごみ処理においては、最終処分場が市内にないという課題を抱えています。また、全国の状況をみますと最終処分場の数は減少傾向にあり、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況が続いています。

15 一方、社会経済状況の変化として、市川市では、減少を見込んでいた人口が近年は増加傾向にあります。また、将来的には少子高齢化等の影響により人口は減少していくことが見込まれることから、これらの影響がもたらすごみの発生・排出状況や財政状況の変化に対応していくことが求められます。

20 また国においては、平成 30 年 6 月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりとの統合的な取組や地域循環共生圏形成による地域活性化等が重要な方向性として掲げられたことから、地方公共団体においても地域における持続可能な社会の実現に向けて重要な役割を果たすことが求められています。

25 このような状況の中、当審議会は、令和元年 5 月に市川市長から「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」の諮問を受け、市川市におけるごみ処理の現状及び課題やごみ処理行政を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、諮問事項として特に意見を求められた「計画の改定における基本的な考え方」、「さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方」及び「その他重点的に取り組むべき事項」を中心に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

30

市川市においては、本答申の内容を計画の改定に反映し、市民や事業者とともに「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた取り組みを着実に実行することを強く期待します。

1 計画の改定における基本的な考え方

(1) ごみ処理を取り巻く状況等への対応

5 計画改定にあたっては、現計画の策定後の市川市のごみ処理行政を取り巻く状況の変化等に適切に対応するため、特に次の事項について勘案すべきである。

① ごみ処理体制の現状（クリーンセンター、最終処分場）

10 現クリーンセンターは、老朽化が進んでいることから、令和6年度の本格稼働を目指して建替計画を進めていたところであるが、東京オリンピック・パラリンピックなどの影響により建設事業費が高騰している状況から、東京オリンピック・パラリンピック終了まで事業を一旦延期し、建設費の動向について注視することとしており、今後の事業再開を見据えた計画としていく必要がある。

15 また、市川市は、焼却灰等の最終処分を市外に依存しており、処分先の確保は引き続き厳しい状況が続いていることから、さらなる焼却処理量の削減による残さ発生量の抑制等を通じて、最終処分（埋立）への依存を低減していくことが求められている。

② 人口の増減と少子高齢化の進展

20 現計画の策定時には、市内の人口は減少すると見込んでいたが、実際には、近年人口は大きく増加しており、現計画における一部目標の達成が困難な一因となっている。

25 当面は、この増加傾向は継続すると見込まれるが、将来的には、本格的な少子高齢・人口減少社会に突入し、人口構成が変化していくことが考えられることから、これらの変化がもたらす、ごみの発生・排出状況や財政状況の変化に対応していく必要がある。

③ 持続可能な社会の実現に向けた社会的要請の高まり等

30 平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、国は、持続可能な社会づくりとの統合的な取組などを、重要な方向性として位置づけている。

市川市も、地方公共団体の役割として、地域における持続可能な社会の実現に向けて取り組むことが求められている。

5 また、近年、海洋プラスチックごみや食品ロスが世界的な問題となっている中、国においても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が閣議決定された他、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月から施行されており、市川市においても対策が求められる状況にある。

この他、東日本大震災以降、頻発している大規模災害の教訓を踏まえて、今後も起こりうる大地震等の災害発生時においても、円滑に廃棄物処理を実施できる体制の整備が求められている。

10

(2) 計画目標年次

次期計画の目標年次は、現計画と同様、計画策定（改定）から概ね10年後を目途に設定することが適当である。

15 (3) 計画の基本目標

① 目指すべき将来像

20 現計画で掲げている目指すべき将来像「資源循環型都市いちかわ」は、市川市の基本構想に定めた施策の方向性の一つである「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります」を踏まえて設定したものであり、次期計画においても踏襲することが望ましい。

② 基本方針

25 現計画では、目指すべき将来像の実現に向けた取り組みにあたっては、環境への負荷をできる限り低減するという「環境保全」の視点を最優先するとともに、廃棄物処理における「効率性・経済性」や「安定性」を追求するという視点や、市民・事業者・行政の「協働」により推進していくという視点を念頭に置き、

- (ア) ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制
- (イ) 分別の徹底によるごみ焼却処理量の削減と高度な資源化の推進
- 30 (ウ) 環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築
- (エ) 市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進

という基本方針を掲げているが、基本的にはこの方向性を踏襲することが望ましい。

(4) 数値目標を設定する指標

5 現計画で採用している「一人一日あたりの排出量」、「資源化率」、「焼却処理量」、「最終処分量」については、計画の継続性を確保する観点から、引き続き、数値目標として設定することが望ましい。

10 なお、現計画において、将来人口推計と実際の人口の乖離により、一部の数値目標の達成状況について評価が困難になっていることから、次期計画においては、新たな将来人口推計を基礎として目標を設定すべきである。

(5) 目標を達成するための施策

目標を達成するための施策については、次期計画の策定から概ね5年間において、特に重点的に実施すべき施策の内容を明確化していく必要がある。

2 さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方

さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方としては、特に以下の項目について次期計画に反映し、重点的に取り組んでいくべきである。

5

(1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

市川市では、平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を導入し、令和元年7月には剪定枝の資源化を開始するなど、資源化の促進に取り組んできた。

10 しかし依然として、燃やすごみの中には、分別すれば資源化できる可能性のある紙類やプラスチック製容器包装類が約3割含まれているほか、剪定枝の資源化量も十分ではない状況にある。

そのため、今後、改めて資源物とごみの分別排出を徹底し、資源化の促進を図っていくことが必要である。

15 分別排出を促進するためには、分別排出の主体である市民の視点に立ち、分かりやすい広報に努めるとともに、廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）と連携し、市内イベントやサロン等に出向き、地域における直接顔の見える啓発活動を強化していくことや、環境学習による幼少期からの3R意識の醸成が重要である

20 また、転出入が多いことや外国人が多いなどの特性がある市川市においては、ICTを活用した広報啓発やユニバーサルデザインを取り入れるなどの工夫も必要である。

(2) 食品ロスの削減

25 燃やすごみの減量に向けては、燃やすごみに占める組成割合が約4割と最も大きい、生ごみの減量が重要である。

この中には食べ残しなどの「食品ロス」が多く含まれると考えられるため、食品ロスの削減に向けた取り組みを強化していく必要がある。

30 食品ロスの削減に向けては、広報・啓発を強化し、食品や食材を無駄に廃棄することのないよう市民の意識の向上を図るとともに、具体的な取り組み方法についても広報していくべきである。

また、フードドライブの普及・促進や事業者との連携・協働による「3010運動」などにより、事業者が排出する食品ロス削減に向けた取り組みも重要である。

なお、食品ロス削減だけでなく、生ごみを減らす取り組みとして、生ごみの水切りを促進するほか、生ごみの堆肥化等の促進も継続して行っていくべきである。

(3) プラスチックごみの削減

5 プラスチックごみについては、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題となっているほか、アジア各国による廃プラスチックの輸入規制強化や、地球温暖化への影響等様々な課題を抱えており、プラスチックごみ削減への取り組みの推進が強く求められる状況にある。

10 今後の取り組みの推進にあたっては、国内外におけるプラスチックごみの諸問題について広く市民に情報発信し、理解を深めてもらい、その上でリデュースをはじめとする3Rの徹底やポイ捨て撲滅に向けた呼びかけを行っていくべきである。

15 また、プラスチックごみの削減にあたっては、ワンウェイプラスチックの削減が重要であり、レジ袋やペットボトルの削減に向けて、マイバッグやマイボトル・マイカップの利用を促進し、市民のライフスタイルの変革につなげていくことが必要である。

(4) リユースの促進

20 循環型社会の実現のためには、3Rのうち取り組みの優先順位の高いリデュース・リユースに特に重点を置く必要がある。

市川市では、平成7年度から26年度までリサイクルプラザを設置・運営してきたが、平成27年度以降は、市川市清掃公社が公益目的事業としてリサイクルプラザを運営している。

25 今後はリサイクルプラザを含むリユースショップの活用促進を図るほか、近年市場が拡大しているフリーマーケットアプリ等のインターネット市場についても普及・啓発を行い、リユース文化を根付かせていくべきである。

なお、市がリユースできる機会等を設ける場合や、将来的に市がリユース施設の設置を検討する際には、費用対効果とあわせて市民の利便性も考慮することが望ましい。

30

(5) 経済的手法の活用（家庭ごみの有料化）

家庭ごみの有料化については、当審議会の過去の答申においても導入に向けて推進すべきとしており、さらなるごみの減量・資源化の促進の観点から、今後も導入に向けた検討を継続して行っていくべきである。

なお、実施時期については、ごみの排出量の状況や社会情勢等を総合的に勘案すべきである。

(6) 事業系ごみの減量・資源化対策

5 近年、事業系ごみの排出量は横ばい状態にあり、また、クリーンセンターに搬入されるごみの中には古紙等の容易に分別可能な資源物や産業廃棄物の混入が見受けられる。

10 事業系ごみの減量・資源化を進めるためには、排出事業者への広報・啓発により排出事業者の意識向上を図る必要があり、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、減量・資源化方法に関する情報をわかりやすく周知することが重要である。

その上で、資源物や産業廃棄物がクリーンセンターへ搬入された場合の対策として、搬入物展開検査を実施し、分別状況の悪い事業者への改善指導を図るべきである。

15 また、さらなる事業系ごみの減量・資源化のためには、資源物の搬入規制等、クリーンセンターの受け入れ基準の見直しについても検討していく必要がある。

(7) 新たな資源化品目の検討（バイオマスの利活用の促進等）

20 資源化の促進に向けては、家庭ごみの分別の徹底を図るとともに、新たな分別・資源化品目を検討することも有効である。

特に家庭から出る燃やすごみの約4割を占める生ごみをバイオマスとして活用することは、資源化の促進のほか、焼却処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減にも有効であることから、研究を進めるべきである。

25 なお、生ごみの排出については、平成29年4月に実施した燃やすごみ収集回数の変更（週3回から2回）により、家庭での保管時の臭い等に困っているとの声も聞こえることから、これらに対応した収集体制の可能性も探っていく必要がある。

また、高齢化の進展により増加している紙おむつや、プラスチックごみ対策としての、製品プラスチックについても資源化の可能性を検討する必要がある。

30

3 その他重点的に取り組む事項

さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のほか、次の事項についても、重点的に取り組んでいくべきである。

5

(1) 高齢者等世帯ごみ出し支援

高齢化や核家族化が進展し、高齢者のみの世帯が増加する中、家庭からのごみ出しに課題を抱える世帯が多くなっている。

10 市川市においては、高齢者等への支援策として、平成15年7月から「大型ごみサポート収集」を実施し、大型ごみに関する支援を行っていたが、今後、ますます高齢化や核家族化が進展することが予想されることから、燃やすごみ等の家庭ごみについての支援策として、令和2年6月から「高齢者等世帯ごみ出し支援」を実施している。

15 今後の支援策の方針として、ごみ出し支援とあわせて、ごみが出ていなかった場合の声かけによる安否確認など、高齢者等の見守りにも配慮した体制をさらに強化することが望ましい。

(2) エネルギーの地産地消

20 市川市では、市内で排出された燃やすごみをクリーンセンターにて焼却し、焼却によって得られた電気や熱のエネルギーをクリーンセンター場内及び併設する余熱利用施設で活用するほか、余剰分の電力は電力事業者へ売却している。

現在、この売却した電力は利用先が特定されていないことから、今後は地域内での有効利用を図るべきである。

25 燃やすごみには生ごみなどのバイオマスが多く含まれており、クリーンセンターの廃棄物発電は再生可能エネルギーの一つでもあることから、地産地消を進めることにより、地域の低炭素化、地域経済循環の創出、地球温暖化に関する環境教育への活用、太陽光パネルや蓄電池の整備と併せた避難所施設の防災力向上につながると考えられる。

なお、エネルギーの地産地消にあたっては、クリーンセンターから発生するエネルギーだけでなく、太陽光発電やバイオマスの利活用によるエネルギー等、その他の再生可能エネルギーも含めて検討することが望ましい。

5 (3) 不適正排出・不法投棄対策の強化

不適正排出・不法投棄対策の強化については、当審議会でも過去に答申しており、未然防止対策の強化やルール違反ごみへの対応の厳格化、賃貸の集合住宅への対策などについての内容が含まれている。

10 その後の取り組みにより、一定の効果があらわれていることは確認できているが、適正処理の推進や公平性の観点から今後も対策を強化していくべきである。

なお、指導・罰則制度の導入や戸別収集の導入については、家庭ごみ有料化の検討とあわせて検討を行っていくものであり、市民への影響や費用対効果等を十分に考慮し、慎重な判断が必要である。

15

(4) 効率的な収集体制の推進

20 市川市は平成 29 年 4 月に燃やすごみなどの収集回数の変更を行い、ごみの減量・資源化を促進するとともに収集効率の向上を図ったほか、令和元年 7 月から実施している剪定枝の資源化にあたっては燃やさないごみ等の収集車両を活用することで、効率的な収集を行っている。

今後、さらなる資源化の促進に向けて、生ごみの資源化など新たな資源化品目を検討することも考えられるが、その際は、資源化の促進だけでなく、環境負荷の低減、コスト縮減、市民の利便性等の観点からも収集体制を検討していく必要がある。

25 また、ごみ減量・資源化の取り組みの進展や将来的に予測される人口減少等により長期的には排出量が逡減していくものと予想されることから、これらの状況に対応した収集体制が求められる。

30 なお、高齢者等世帯のごみ出し支援や資源回収品目の拡大に伴い、今後は費用が増加していくことが考えられるが、できる限り効率的な収集体制を検討すべきである。

(5) クリーンセンターの建替計画の具体化

平成6年に稼働開始したクリーンセンターは老朽化に対応するため、平成22年度から25年度にかけて延命化工事が実施され、その後、令和6年度の稼働を目指して新クリーンセンターの建設事業が進められていた。

5 しかし、災害復興、東京オリンピック・パラリンピックの影響で建設費が高騰していることを理由に事業が延期されている。

事業再開から新施設の完成まで約8年間を要することから、現クリーンセンターの老朽化の状況と建設費の動向を考慮し、適切な時期に事業を再開すべきである。

10 なお、事業再開にあたっては、今後のごみ処理量を勘案して適切な施設規模の検討を進め、建設費の縮減に努めるべきである。

(6) 災害時におけるごみ処理体制の強化

15 大規模災害時には、被災建物のがれきや避難所からの廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶に伴い、通常収集・処理しているごみについても、平常時のように行うことは困難となる。

20 市川市では、平成30年11月に「市川市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、今後、令和元年の台風第15号や第19号などの教訓も踏まえて、災害廃棄物処理計画の実効性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制の強化を図っていく必要がある。

そのためには、発災時における初動体制の整備や災害廃棄物の仮置き場の確保に努めるとともに、近隣市や民間事業者との連携を強化すべきである。